

審 第 1 9 0 7 号
答 申 第 1 9 8 号
平 成 3 0 年 1 月 1 2 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年8月10日付け〇〇健福第〇〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第181号

平成27年7月10日付けで異議申立人から提起された、平成27年6月
26日付け〇〇健福第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る異議申立てに
対する決定について

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年6月26日付け〇〇健福第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年6月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇〇に関して措置入院の必要ありと診察の上認めた2名以上の精神保健指定医の氏名。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関が、本件請求に対し、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名を開示しないとする本件決定を行ったところ、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成27年7月10日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 実施機関は本件異議申立てを受け、条例第46条第1項の規定により、平成27年8月10日付け〇〇健福第〇〇〇号で審議会に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 異議申立書において、異議申立人は次のとおり主張している。

ア 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

イ 異議申立ての理由

平成〇〇年〇月〇日から同〇〇年〇月〇日に至る千葉県知事命令による〇〇〇〇に係る措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて措置入院を妥当と判断した指定医等を相手取り民事訴訟を提起するため、当該2名以上の指定医の氏名を不開示とされることは、日本国憲法第32条等により日本国民に保障されている権利を侵害することとなるため違法（違憲）である。

(2) なお、異議申立人は、意見書においておおむね次のとおり主張している。

民事訴訟は私人間の紛争等を解決するための一手段として日本国憲法第32条等により日本国民に保障されている裁判を受ける権利の一つであり、また日本国憲法第98条において憲法は国の最高法規であり、その条規に反する法律、命令等はその効力を有しないとされていることから、理由説明書にある条例を根拠とした日本国憲法により日本国民に保障されている権利を侵害する行政処分等は無効である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張は以下のとおりである。

(1) 不開示の理由について

千葉県個人情報保護条例第17条第6号ハ該当性について

指定医が行う診察、診断は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく措置入院の要否を即時に判断するための行政処分としての性格を有する一時的な行為であって、病状の改善という共通の目的のために将来にわたって被診察者と医師とが相互に信頼、協力関係にある通常の治療行為とは異なる。

診察した医師の氏名を開示した場合、当該医師と異議申立人との間に診断内容をめぐり種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性がある。

また、氏名が開示がされることとなれば、指定医の措置診察への協力が得られにくくなる。その場合、措置入院命令の適正な発動が困難となり、精神保健福祉事業の円

滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、診察をした指定医の氏名は本号に該当する。

(2) 異議申立ての理由について

異議申立人は、千葉県知事命令による当該人に係る措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて措置入院を妥当と判断した指定医等を相手取り、民事訴訟を提訴するため、当該2名以上の指定医の氏名を不開示とされることは、日本国憲法第32条等により日本国民に保障されている権利を侵害することとなるため違法（違憲）である旨主張する。

しかしながら、指定医の氏名については、上記（1）で説明するとおり、条例第17条第6号ハに該当することを理由に不開示決定を行ったものであり、実施機関の判断は妥当なものである。

5 審議会の判断

(1) 不開示情報について

ア 精神保健福祉法第27条及び第29条では、都道府県知事は、2名以上の指定医の診察の結果、診察を受ける者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、精神科病院等に入院させることができると規定されている。

イ 本件請求は、平成〇〇年〇月に実施機関がこれらの規定により、異議申立人に入院を命ずる措置入院決定を行った際に、異議申立人を診察した指定医の氏名の開示を求めるものである。

ウ ところで、条例に基づき自己情報の開示請求がなされた場合、知事が取り扱う個人情報保護に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第3の4により、総合窓口から開示請求書の送付を受けた担当課は、開示請求に係る個人情報の記録された行政文書の特定を行った上で、当該情報の開示の適否を検討し、開示又は不開示等を決定することになるが、本件決定に係る自己情報不開示決定通知書(以

下「本件通知書」という。)において、実施機関は、開示請求の対象となる行政文書を特定することなく、単に、「精神保健指定医の氏名」を不開示とする旨の決定を行っていることが認められる。

そこで、当審議会が確認したところ、「指定医の氏名」が記録された行政文書としては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の規定による精神保健指定医の診察結果について」との件名の起案文書に添付された、〇〇保健所長から障害福祉課長あての結果報告書及び措置入院に関する診断書2通が該当することが認められたので、実施機関はこれら行政文書に記録された「指定医の氏名」が条例第17条第6号ハに該当するとして不開示としたものとして、以下検討する。

(2) 条例第17条第6号ハ該当性について

ア 条例第17条第6号では、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な事務又は事業の類型をイからへまで例示的に掲げており、本号ハは、「指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を不開示情報と規定している。

ここでいう「おそれがある」とは、事務の性質上、それらに関する情報を開示すれば、事務の目的に沿った成果が得られず、実施する意味を喪失し、又は、事務の適正な執行が阻害され若しくはその可能性がある場合をいうものと解される。

イ これを本件についてみると、指定医が行う診察、診断は、知事が精神保健福祉法に基づく措置入院の要否を判断するために行われるもので、病状の改善という共通の目的のために将来にわたって医師と被診察者とが相互に信頼、協力関係にある通常の治療行為とは異なり、この診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、措置入院という身体的自由を制限せしめる状況に至ることがあることを考慮すれば、両者は一種の緊張関係に置かれているものと考えられることができる。

ウ そうすると、指定医の氏名を開示した場合、指定医と被診察者との間に診断結果

をめぐり種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性を否定することはできず、指定医が被診察者とのトラブルを懸念して、措置入院を要すると診断することを躊躇することにもつながりかねない。

そして、そうなれば、知事が措置入院命令を適正に発動することが困難になり、ひいては精神保健福祉事業の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

エ したがって、指定医の氏名は本号ハに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断するが、以下のとおり附言する。

なお、異議申立人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

実施機関は、上記5（1）ウのとおり、本件通知書において、「開示請求に係る個人情報」を記録する行政文書の件名又は内容」欄（以下「件名欄」という。）に、開示請求書に記載された請求内容をそのまま転記したのみで本件請求の対象となる行政文書を特定することなく、不開示とする旨の決定を行っている。

しかしながら、条例第15条による開示請求権は自己の個人情報がどのように記録されているのかといった本人の関心へ適切な対応をするために定められたものであり、このような制度の趣旨に照らせば、実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示しない場合であっても、当該情報がどのような行政文書に記録されているのかについては原則として開示請求者に対し明らかにすべきであり、本件通知書においても、対象文書を特定しその名称等を具体的に明記すべきであった。

事務取扱要綱第3の4においては、不開示決定通知書の件名欄には、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名を正確に記載することとされており、件名欄に開示

請求書の請求内容をそのまま転記するのは、開示請求に係る行政文書を保有しておらず件名が不明な場合や条例第21条による存否応答拒否を行う場合等に限定されている。

今後、実施機関においては、開示請求制度の趣旨を踏まえ、適切な事務の遂行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8月14日	諮問書の受理
平成27年 9月18日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成28年 2月15日	異議申立人の意見書受理
平成29年11月30日	審議（平成29年度第7回第1部会）
平成29年12月21日	審議（平成29年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院 准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)